

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのセンターの運営について

山田ふれあい文化センターでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の通り運営させていただきます。

① 貸施設の利用条件について

貸施設は、利用条件を守って3密対策を講じたうえで利用していただくことができます。

- 【利用条件】
- ①施設の換気扇を運転し、1時間に2回以上、数分間の換気を行う。(密閉の防止)
 - ②会場の広さを確保し、お互いに最低1m以上離れて活動する。(密集の防止)
※当面の間、**施設の利用定員を通常の半数以下**とさせていただきます。
詳しい利用定員はセンターにお問合せください。
 - ③近距离、対面での飲食・会話・発声・歌唱は控える。(密接の防止)
 - ④名簿を作成し、参加者を特定することができる。また、センターや保健所からの求めがあった場合に提出ができる。(感染発生時の追跡が可能)

また、参加時に発熱・咳・のどの痛みなど症状があるなど、体調不良がみられた場合、施設の利用を控えていただく場合があります。

【個人利用】上記の利用条件を守って、3密対策を講じたうえで利用していただくことができます。ただし、感染拡大防止のため利用人数を制限させていただきます場合があります。

② 受付業務について

利用申請、取消などの窓口での受付対応の他、電話での利用仮予約を承っています。

- 【窓口受付】
- ①施設利用・変更許可申請の受付
 - ②取消手続きの受付
- 【電話受付】
- ①貸施設の空き状況の確認。
 - ②貸施設の利用仮予約の申請。

※仮予約の申請をされた方は、**申請後1週間以内に**窓口で本申請をお願いいたします。
期間内に本申請がない場合、仮予約を解除させていただきます場合があります。

受付時間は、窓口・電話受付ともに **9:00~20:00** となっております。

③取消による還付について

■10月1日より、コロナ感染予防のための利用取消に伴う還付について、以下のように対応いたします。

9/30まで：コロナ予防による取消の場合、事前に連絡があれば利用日後でも還付可。

10/1から：コロナ予防のための取消でも、利用当日までに窓口にて取消手続きをした場合にのみ還付可。

※取消届および還付申請書の提出

皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

利用条件等については、吹田市の「感染拡大防止に関するチェックリスト」に基づき設定しています。

ご不明な点がございましたら、各センターにお問合せください。

【お問合せ先】

吹田市立山田ふれあい文化センター TEL：06-6876-1201

指定管理者：大阪ガスビジネスクリエイト・国際ライフパートナー共同事業体